

昭和三十一年二月二十一日受領
答 弁 第 二 一 号

(質問の 二)

内閣衆質第二号

昭和三十一年二月二十一日

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎

衆議院議長 益 谷 秀 次 殿

衆議院議員阿部五郎君提出たばこ専売政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部五郎君提出たばこ専売政策に関する質問に対する答弁書

一 収納代金の概算払について

政府としては、次の理由により現行の方法を維持することが適当であると考ええる。

- (1) 耕作者に対する概算払は、耕作に要する費用のうち肥料購入代金等現金支出を必要とする部分を前払することを目的としているものであつて、現行の平年度収納代金の二割という額で支障はないものと考ええる。また、現行限度額以上に引き上げた場合には葉たばこが災害により著しい損害を受けたときは、往々にして過払となつて返納を要する事態も考えられ耕作者にとつても手続の繁雑をきたす恐れがある。

- (2) 支払の適正を期するために、植付の事実を確認し、耕作の実態を見きわめた上で計算支払をする必要があるので、概算払の時期は植付検査がおおむね終了する七月一日以降とするところが適当であり、また前記概算払の目的から考えても肥料としての油粕類の出回期でかつ低

廉に入手しうる時期はおおむね七月以後であるから、現行の制度で差支えないものと考えられる。

なお、政府としては、農業金融、生産費の軽減、耕作指導等の面において適切な措置をとることにより、たばこ耕作農業の健全な発展を期することとしたい所存である。

二 黄色種葉たばこ乾燥室建設奨励金について

政府としては、下記の点を考慮し、今ただちにこれを増額することは考えていない。

- (1) 建設奨励金は、当該年度の耕作面積の増加及び乾燥室の老朽化による更新の必要等を考慮して必要棟数を決定し、建設費の一定率を補助することとしているが、補助率は従来とも約二十パーセントであり、今年より大幅に引き上げるとは、過去との権衡からみても妥当を欠くほか、収納価格の再検討を必要とするにいたることも考えられるので、現在の価格水準を前提とする以上、現行の補助率を維持することが相当と考える。

(2) また、建設費については、最近とくに甚だしい値上りがあつたとは考えられない。

しかし、乾燥室建設促進の必要は、政府としても痛感しているので、今後もこの面における融資のあつせんその他の措置については、十分な努力を払うこととしたい。

右答弁する。